

鳥取県手話言語条例

「障がいを知り、ともに生きる」

鳥取県手話言語条例から手話革命を

鳥取県知事 平井 伸治

鳥取県は手話を「独自の言語体系を有する文化的所産」と位置づけ広く理解してもらうことを目的として全国で初めて手話言語条例を制定した。具体的には、学校で教えたりなどして手話を使用しやすい環境整備を県や市町村に求め、事業者にも「聴覚障がい者が働きやすい環境を整備するよう努めることを明記した。

1 世界が動き出した

昨年12月10日に営まれた南アフリカのネルソン・マンデラ元大統領の追悼式。ある事件が国際世論の注目を集めた。反アパルトヘイトの闘いを繰り広げ、1993年にノーベル平和賞を受賞し、翌94年の南アフリカ初の全人種参加選挙で大統領に就任した英雄の葬儀には、アメリカのオバマ大統領はじめ各国から要人が集まり追悼演説を行ったのであるが、手話通訳を務めた男性がでたらめな手話を演じていたと聴覚障がい者団体などが批判したのである。この事件が全世界に衝撃をもって伝えられたことは、世界中で手話がいかに重要な役割を担っているかを、皮肉にも

知らしめることとなった。

「手話は言語である」ということは、今日に至っては国境を越えた常識になっているが、わが国において残念ながらその重要性が正しく共有されているとはいえない。

今世紀に入って、2006年に手話を言語と認める障害者権利条約が国際連合で採択されるなど、各国で手話を憲法や国の法律で位置づける動きが広がっている。日本でもようやく世界の潮流が意識され始めた先陣を切って、鳥取県で「鳥取県手話言語条例」が制定されたのである。

2 手話の成り立ち

歴史を紐解いても、各国の状況を見ても、

それぞれの地域・時代において、手話が聴覚障がい者を中心に使用され発展してきたことを示している。手話は英語では“sign language”と呼ばれ、言語 (language) と理解されている。

手話が用いられた記録をたどれば、遅くとも紀元前5世紀にプラトンが「クラテュロス」に記しているソクラテスの言葉にまで遡るとされている。18世紀までにイギリスのアルファベットの指文字が整えられ、これがインド、オーストラリア、ニュージージーランド、南アフリカ、ユーゴスラビア、インドネシア、ノルウェーなどに広がっていった。また、フランスのシャルル・ミシエル・ド・レペが18世紀に著した指文字は今日までフランスや北



条例成立で議会傍聴席で喜びを爆発させる全国の聴覚障害者がと（右が筆者）。
 <平成25年10月8日>

アメリカで用いられており、1760年にド・レベが世界初のろう学校をパリに開設して、手話によるろう教育の道が開かれ、手話が確立される基礎となった。

英語圏でもアメリカとイギリスでは手話が異なり、同じスペイン語を話すスペインとメキシコでも手話が異なることが示唆するよう

に、その地域の音声言語である共通語の一部と定義づけることはできない。アメリカ手話は、アメリカで手話によるろう教育を広めたトマス・ホプキンス・ギャローデットがフランスで学んだことから、フランス手話の影響を強く受けており、アメリカ全土やカナダの一部でも使われているほか、ポリビアの手話の元にもなっているが、イギリスの手話やそれを淵源とするオーストラリアやニュージーランドとは違う言語体系になっている。日本手話でも方言のような地域的な違いはあるが、それは音声言語の語尾やイントネーション等の違いとは全く異なる違いであり、音声言語である日本語とは別に、各地域で手話が発展してきている証左であろう。同じ国語を話している地域で手話表現が異なるのは、各国共通の現象である。

3 手話の認知と普及

しかしながら、広がり始めた手話を取り巻く現実には厳しいものであった。

1878年に日本初のろう学校である京都盲啞院が設立されたものの、一方で1880年にイタリアのミラノで開催された第2回世界ろう教育者会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を推進することが決議され、わが国でも口話法習得の妨

げになるとして、文部大臣訓示により1933年以降ろう学校での手話の使用が事実上禁止されることとなった。こうして、聴覚障害者は口話法を強要され、本来であれば使いやすく生活になじんだ手話が否定される時代が続くこととなった。

その後、2006年に国際連合総会で採択された障害者権利条約では、言語とは、音声言語に加え、手話その他の形態の非音声言語をいうことが明記された時期からようやく手話が認知される時代を迎え、2000年のフィンランド憲法改正、2006年のニュージーランド手話言語法制定など、法的認知と手話の制度的普及の動きが広がっていった。そして、2010年にカナダのバンクーバーで開催された第21回世界聴覚障害者教育会議でミラノ決議が否定され、日本でも1993年に文部省がろう教育で手話の活用を認めるなど、時代の歯車が回り始めたのである。

4 鳥取県手話言語条例の制定

初めて鳥取県知事選挙に当選した際、それまでの将来計画策定を否定してきた県政から180度転回して、県民の皆様と未来への構想を共有する「鳥取県将来ビジョン」の策定

を公約した。県民・現場の声を実現すべく県政運営の基本指針について県内各地でパブリックヒアリングを行った会場で、「聴覚障

がい者は日本語を習得しきれない方が多いのが実態であり、コミュニケーションの問題で職場に入るのが難しい」等、手話を言語であるとして将来ビジョンで認めてほしい、という聴覚障がい者の切実な声が寄せられた。私自身、学生時代に日本赤十字のボランティアをしていた時から手話に触れた機会があり、その主張が的を射ている御意見で実現すべきと考え、その場で将来ビジョンへ盛り込むことを約束した。2008年に策定した鳥取県将来ビジョンには、「手話がコミュニケーション手段としてだけでなく、言語として一つの文化を形成している」と明記した。これが全国で初めて手話を言語と認めた将来計画となり、全日本ろうあ連盟など全国の関係者の目が期待せずして鳥取県に注がれることとなったのである。

さらに翌年、鳥取県は、「障がいを知り、ともに生きる」をテーマとし、多様な障がい者への理解を進める研修を行い、その履修者が「あいサポーター」となり障がい者と健常者の共生を進める「あいサポーター運動」をスタートした。現在では、鳥根県、広島県、長野県、奈良県もこの運動に加わっており、全

国の障がい者福祉活動のモデルとして厚生労働省の審議会でもとりあげられるに至っている。

昨年1月、このような鳥取県の取組みに注目されておられた全日本ろうあ連盟久松三二事務局長が私を県庁に訪ねて来られ、鳥取県ろうあ団体連合会の皆様とともに、「手話言語法」制定を国に要請し続けているが進まない、鳥取県がモデルとなつて「手話言語条例」を検討して欲しい、と訴えられた。今年開催予定の全国障害者芸術文化祭までの条例実現を視野に、県民・議会の理解が前提ながら条例検討へ舵を切るとお答えをして、条例の検討が始まった。この条例案は全国的な議論を呼ぶこととなると見込まれる上、全国に向けてのモデル条例として必要十分な内容を備えなければならぬことから、単に鳥取県のみの視点で立案するのではなく、全日本ろうあ連盟や日本財団、県内外の有識者の知見も集めて検討を加える必要があり、関係者の協力を得て昨年4月に「鳥取県手話言語条例（仮称）研究会」を設置した。8月まで精力的に議論を重ね、条例案がまとめられるに至り、県民のパブリックコメントやさまざまな意見交換会を経て、鳥取県議会に「鳥取県手話言語条例」案を上程した。県議会では各会派と質問戦を繰り広げ、慎重な審議の末に満場一

致で10月8日に可決成立し、11日に公布・施行された。成立時議場に集まって来られた全国の聴覚障がい者が、満面の笑顔で本会議終了後に手話で「拍手」を表し続ける「静けさ喝采」は、鳥取県政史上に残るモーメントとなった。

本県の手話言語条例が呼び水となり、北海道石狩市で昨年末「石狩市手話に関する基本条例」が制定されるなど、全国各地で手話言語条例の理念の実現に向けた動きが急速に広がり始めているとともに、本県議会でも12月に手話言語法制定を求める決議が行われるなど議会決議が各地で行われ、国会議員の超党派による手話に関する法制化検討への声も上がり始めた。

5 鳥取県手話言語条例の概要

(1) 前文

「鳥取県手話言語条例」には異例の長文による前文が付され、その結語として「手話がある者として手話以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者としてろう者の者が互いを理解し共生する社会を築くため」条例を制定すると宣言している。手話を使うことの意義や苦難の歴史にも言及し、全国初の条例に込められた聴覚障がい者の叫びが込められた、言わば「権利宣言」的前文と

なっており、鳥取県の枠を飛び越えて発せられるメッセージとしての意義があると考える。もとより前文であるので、直接的効果が生ずるものではなく、各本条とともに条例の一部を構成するものであるが、法律論としては各条項の解釈の基準を示す効力を有するにとどまる。それでも県議会が前文の是非をめぐる議論が提起されたが、結論としては全会一致で賛同を得ることができた。

(2) 手話の意義等

手話が言語であるとの基本的認識を謳い(第1条)、手話は独自の言語体系を有する文化的所産であること等を理解し(第2条)、「ろう者」という者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として「手話を普及することとされた(第3条)。

(3) 県・県民等の責務・役割

行政だけでなく、県民、聴覚障がい者、手話通訳者、事業者が、次のような責務と役割を果たすこととされた(第4～7条)。

ア 県・市町村の責務

手話の意義等に対する県民の理解を深めるとともに、手話の普及等により手話を使用しやすい環境の整備を推進すること。

イ 県民の役割

手話の意義等を理解するよう努めること。

ウ 聴覚障がい者・手話通訳者の役割

手話の意義等に対する県民の理解促進のため、手話の普及に取り組むよう努めること。

エ 事業者の役割

聴覚障がい者が顧客である場合には利用しやすいサービスを提供し、従業員である場合には働きやすい環境を整備するよう努めること。

(4) 手話の普及等

現場主義に基づきPDCAサイクルを回して手話の普及等の施策を積極的に推進することとした。すなわち、県は、聴覚障がい者、手話通訳者、行政職員及び有識者で構成する鳥取県手話施策推進協議会を設置し、その意見に基づき手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策を策定し、その実施状況を公表するとともに、不断の見直しを行うというサイクルを定めたのである(第8・17～23条)。

また、県は、市町村などと協力して、あいサポート運動の推進や県民・職員等が手話学ぶ機会を確保するとともに、手話を用いた情報発信や手話通訳者の派遣・相談拠点の支援、手話を使うことができる者・指導者の確保・養成などを行うこととされた(第9～11条)。さらに、県が聴覚障がい者対策を行う事業者への支援や手話に関する調査研究等を

実施することを定めたほか、財政上の措置を講ずるものとされた(第13・15・16条)。

あわせて、聴覚障がい児が通学する学校の設置者は、教職員の手話技術向上に努め、聴覚障がい児や保護者の学習機会確保や相談・支援を行うこととし、県も学校での手引書作成等で協力することとしている(第12条)。鳥取県ろうあ団体連合会などについても普及啓発活動を実施するよう努めるものとされた(第14条)。

このように、福祉分野だけではなく、教育、職場など、幅広い取組みを推進する基本条例として、聴覚障がい者の社会生活全般をカバーする内容が盛り込まれた。

6 聞こえない人と聞こえる人 手をつなぎ、ともに生きる

わが国のパイオニアとして鳥取県が制定した鳥取県手話言語条例をめぐっては、条例案検討段階から全国メディアでも取り上げられ、全国から応援の声をいただいた。その応援が条例成立に向けて広く県民・議会の御理解を得る追い風になったものと感謝している。条例成立の日は、鳥取県議会が時代を動かす舞台となり、聴覚障がい者の方々が喜びを表現するために条例成立を大書したタオルを作って頭上に高く掲げたのは、多くの県民の

目に焼き付いた。視覚的に訴える「お祝いタオル」は健聴者では考えつかない。お互いに理解し合うことの大切さが伝わってきた。NHKの手話ニュースなど聴覚障がい者向けのメディアは、この「手話革命」とでも言うべき瞬間を熱気を込めて全国に伝え、全国紙のみならず国連広報センターも、日本一人口が少ない鳥取県が大きな挑戦をしていることを記した。

条例制定はゴールではなく、スタートだ。鳥取県は、条例が絵に描いた餅とならないよう相次いで補正予算を成立させ、タブレット型端末を活用した遠隔手話通訳サービスのリーディング事業や、地域や職場等での手話講座開催、学校で全生徒が手話を学ぶ教材づくりや手話関連図書の全校配置など、手話を使って暮らすことができる地域づくりを飛躍的に加速している。

特筆すべきは、条例制定によって県民の意識に変化が現れたことである。聴覚障がい者からは、「手話が認められたことは、ろう者が認められたこと」、「これまでは手話を使っていることがわかると、無視されたり逃げている人がいたが、条例施行後は、振り向いてくれたり、手話ができなくても筆談でコミュニケーションを取ろうとする人が増えた」という声が寄せられる。県内企業からも、「あい

さつ程度はできるように会社で勉強会を始めたい」という要望が相次ぐ。県で支援する県民向け手話講座には定員を上回る申込みが来る一方、イベント主催者から手話通訳者派遣依頼が急増している。

教育現場も顕著に変わり始めた。授業の中で手話を学ぶ、学校のイベントなどでの手話の歌の披露、教職員の手話研修等々、これまでは打って変わって積極的かつ自主的な取り組みが目立ってきた。県庁には各課に手話推進員が置かれ、朝礼等で手話をお互いに学び合うことは、日常の光景となった。

鳥取県手話言語条例ができたことは、法的にはそこに定められたことのみ効果及ぶことなのであるが、現実には鳥取県の地域社会そのものが変わり始めたのである。

聞こえないということで準禁治産者とされたのは歴史的誤りだった。ベートーヴェンも、聞こえないながらも全人類の財産となる交響曲第9番などを遺した。聞こえない人と聞こえる人は対等な人格と能力を有し、地域社会を共に支えるパートナーである。

鳥取県では、今年7月12日から11月3日まで全国障がい者芸術文化祭を開催し、県内外はもとより、韓国など海外からの参加を呼びかけることとしている。多くの皆様にこの祭典に参加していただき、「障がいを知り、と

もに生きる」体験をしていただければと願う。鳥取県から始まった「あいサポート運動」はオープンな運動であり、どこの地域でも御賛同いただける自治体には、これまで作成してきた研修教材やノウハウ等を提供させていただくこととしている。

昨年、AKBの曲をバックに、鳥取県立鳥取聾学校の生徒やろうあ団体関係者も手話を交えて登場するプロモーションビデオを制作し、手話言語条例制定を全国に発信し、このニュースは全日本ろうあ連盟のホームページにも掲載された(恋するフォーチュンクッキー 鳥取県 Ver. / AKB48公式 <http://www.youtube.com/watch?v=y1VMcb0ORSD>)。

“It always seems impossible until it's done”

達成するまでそれは不可能に見える、とマデラ元大統領が遺した言葉を胸に刻み、鳥取県手話言語条例という狼煙を機に「手話革命」を起こす時が来た。不可能はない。